

2022年11月10日

特定非営利活動法人消費者支援ネット広島 御中

株式会社ウェディングボックス

取締役 和田浩興



回答書

貴法人からの2022年9月15日付の申入書に対しましてご回答遅くなりましたことお詫び申し上げます。

現行のキャンセル料の算定となる基準日とキャンセル料の規定につきまして変更することを検討しておりますので、もう少しお時間を頂戴できますようお願い申し上げます。

なお、認識に齟齬が生じないよう確認をさせていただきたい部分があるのですが、貴法人の指摘する「レンタル」とは、弊社の提供する商品・サービスにおける「お誂えレンタル」「オーダーレンタル」も含まれるのでしょうか。「お誂えレンタル」や「オーダーレンタル」におきましては、生地から染め上げてお客様の体形に合わせた裁断・縫製をして仕立てていく都合により、オーダースーツを仕立てる工程に類似しているため、貴法人がご示唆されるとおりに、成人式当日を基準日とした場合は、現行の約款のキャンセル料では、当社の損害が補填できず、当社の損害が過大となると考えざるを得ません。

以上、ご検討よろしくお願いたします。